

佐賀県造林事業検査指針の運用

最終改正（令和7年7月4日林業第872号）

造林事業の検査は、佐賀県造林事業検査指針によるほか、下記事項に留意して実施するものとする。

1 書類検査

（1）共通項目

ア 事業主体の要件を満たしているか、以下の項目等について確認する。

（ア）認定された森林経営計画、特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画

（イ）人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

（ウ）間伐及び更新伐については、森林経営計画又は森林共同施業団地に係る協定書

（エ）要間伐森林において施業代行者が行う場合については、当該施業に係る知事による裁定通知書の写し

（オ）特定機能回復事業については、森林所有者等との協定書

（カ）特定非営利活動法人等の場合は、施業実施協定書

イ 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していることを確認する。

（ア）森林所有者との受委託契約書（事業主体が森林経営計画の認定を受けた場合を除く）

（イ）分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

（ウ）その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書

ウ 申請書の種別欄（森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画、協定締結）を確認する。

エ 事業区分、造林区分、面積、林齢、単価等の適用が採択要件に合致しているかを確認する。

オ 施業図（国土調査図又は実測図）、管理写真、委任状、受託契約書、見積書、現地確認報告書、臨時雇用契約書、作業日報及び賃金支払い等受託事業に必要な書類が整備されているかを確認する。

なお、管理写真は、G N S Sデータが記録されていることを確認する。

また、臨時雇用契約が行われている場合は、就労証明、源泉徴収等により、雇用実態を確認する。

カ 請負に付して実行された場合は、設計書、見積書、請負契約書、着手届、完了届、完了確認（検査）関係書類等の整備状況について確認する。また、市町が行う事業については、設計書の積算根拠等も確認する。

キ 現地検査を省略した施行地は、空中写真等により除地として取り扱うべき箇所の有無を確認する。

ク 申請期毎に1事業体あたり1名を無作為に抽出し、森林所有者等に対して事業の実施に同意していることを確認する。（市町が事業主体の場合を除く）

（2）人工造林（跡地造林、樹下植栽を含む。以下同じ。）

ア 完了の全景及び植栽木の間隔確認写真等により地拵えが実施されているか、申請の植栽本数・樹種と現地が合致しているかを確認する。

イ 補植にあつては、着工前の写真により枯損状況（枯損率）を確認する。

（3）下刈り

ア 着工前、完了の遠景及び近景写真により実施状況を確認する。

イ 前年度申請書（植栽申請等）により林齢を確認する。

ウ 当該事業で実施した下刈回数が4回以上又は2回刈の2回目の箇所については、必要性を証する写真があるか。

エ 請負に付して実行され、下刈の熱中症・安全対策の経費を申請する場合は、設計書又は契約書等により熱中症・安全対策の経費相当が計上されていることを確認する。

オ 特定機能回復事業の林相転換特別対策（特定スギ人工林）では、同一施行地の下刈り回数を確認する。

（4）除伐

ア 着工前写真及び完了写真により佐賀県造林事業実施要領運用規程（以下「県要領運用規定」の採択基準（以下「採択基準」という。））に合致しているかを確認する。

イ 当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していないこと。

（5）保育間伐

ア 伐採率を確認（写真管理箇所（100㎡））し、基準を満たしているか確認（伐採率が基準を満たさない場合は手直し後再検査）する。

イ 当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していないこと。

（6）間伐

ア 間伐は、伐採率を確認（写真管理箇所（100㎡））し、基準を満たしているか確認（伐採率が基準を満たさない場合は手直し後再検査）する。

イ 県要領運用規定1の（15）に定める市場出荷伝票による搬出材積の算定については、補助金申請の内容と合致しているか確認する。

ウ 県要領運用規定1の（15）に定める搬出材積の現地検収による確認は、次のとおりとする。

（ア）1本単位で検知した場合は、その合計材積とする。

（イ）椋積ごとに空体積を算出した場合は、椋積の空体積に材積換算率として62%を乗じた量を搬出材積とする。

（ウ）トラック積の状態で空体積を算出した場合は、トラック積の空体積に材積換算率と

して77%を乗じた量を搬出材積とする。

(エ) チップ用等として重量により計測した場合は、針葉樹においては1トン当たり2.2立方メートル、広葉樹においては1トン当たり1.7立方メートルとする。

(オ) 丸太(針葉樹)を重量により計測した場合は、1トン当たり1.25立方メートルとする。

エ 当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していないこと。

(7) 更新伐

ア 標準地検査(写真管理箇所(100m²))により、伐採率が基準を満たしているかを確認(基準を満たさない場合は手直し後再検査)する。

イ 県要領運用規定に定める搬出材積の現地検収による確認は、(6)のウの規定による。

ウ 当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していないこと。

(8) 枝打ち、枝払い

ア 着工前及び完了写真により、実施齢級が採択基準に合致しているかを確認する。

イ 着工前及び完了写真により、打上高(高差)及び枝下高さを確認する。

ウ 枝打ちの区分ごとの一体的に行う施業を確認する。

(9) 一貫作業

ア 伐採・搬出集積に当たっては、(6)イ又はウに準じて搬出材積を確認する。なお、補助の上限は100m³/haとする。

イ 植栽に当たっては、(2)を準用することとする。

ウ 特定機能回復事業の林相転換特別対策(特定スギ人工林)では、植栽は1ha当たり2,000本以下を基本とし、植栽樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」(平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知)に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉の生産に関する特性が国の基準と同程度のものとして認める樹種とする。また、1施行地の面積が0.1ha以上、1伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haとし、伐区については連たんしないことを確認する。また、次に掲げる全ての要件に該当するかを確認する。

(ア) 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において実施するものであること。

(イ) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。

(ウ) 山地災害危険地区のa1-a2ランク及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に該当しないこと。

(エ) 伐採は市町村森林整備計画に適合したものであること。

(オ) 事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等であること。

エ 「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」(平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁森林整備部整備課長通知)に則り、各作業を並行又は連続して実施されているかを確認する。

オ 特定機能回復事業の林相転換特別対策（特定スギ人工林）では、立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施しているかを確認する。

カ 当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していないこと。

(10) 災害復旧（森林災害復旧事業、被害森林整備）

ア 被害状況（着工前）写真、森林簿及び図面等により申請被害率及び単価の適用が適切であるかを確認する。

イ 施工中、完了全景写真で特殊地拵え（被害木整理）、倒木起こしの実施状況及び倒木起こしが行われた立木の樹高を確認する。

ウ 完了写真で申請植栽本数及び苗木の購入が現地と合致しているかを確認する。

(11) 森林作業道

ア 計画図（開設延長、間伐等実施計画箇所、面積及び施業種の明記）、事業精算書及び管理写真を審査し、規格が規程等を満たしているか、タイプ等が申請と相違ないか、事前に協議されている場合はその内容と乖離がないかを確認する。

イ 簡易構造物については、出来高図面が作成されているか確認する。

(12) 実行経費

補助金交付申請書の別紙実行経費確認表及び添付資料により、見積又は設計額、契約金額、実行経費等の算出根拠及び各経費が補助対象であるかを確認し、必要があれば査定を行う。

2 現地検査

(1) 共通事項

ア 各施業について、当該施行地の植栽時の検査調書、森林簿、伐根の年輪等により林齢を確認する。

イ 各施業の当該施行地における検査については、全小班（筆）の施行範囲及び施行状況が確認できる位置まで踏査する。なお、UAVにより確認できる場合は踏査不要とする。

一施行地であっても、0.1ha未満の小班（筆）が隣接していない場合は、最大小班（筆）を確認することで可とする。ただし、管理写真により施行状況が確認できる場合に限る。

ウ 1 施行地毎の標準地検査箇所数は、次のとおりとする。

（ア） 1 ha未満 1 箇所

（イ） 1 ha以上 5 ha未満 2 箇所

（ウ） 5 ha以上 3 箇所以上（2 ha増す毎に1 箇所追加する）

エ 施業図については、当該施行地及びその周辺林地の林況等の記載事項と現地との間に整合がとれているかどうかを調査する。

オ 施業図又は検査調書に下記事項を記入する。

（ア） 検測した線又は検測点

（イ） 標準地又は検査した苗間、列間のおおよその位置

（ウ） 撮影位置及び方向

(エ) 踏査経路(UAVにより施工範囲及び施工状況を確認した場合はUAVで撮影した写真を添付)

カ 検査の際には、原則としてGNSSデータの記録とともに、検査者が確認できるように写真撮影し、検査調書に添付しておくものとする。

キ GNSS測量を実施する条件は、次のとおりとする。

(ア) 受信機の電源投入後は1分間以上その場で待機し、衛星情報を十分に取得した後に観測を行うこと。

(イ) 観測時の捕捉衛星数が4衛星以上であること。

(ウ) 観測時のDOP値(PDOP又はHDOP)が3以下であること。

(エ) 1測点につき、データ取得間隔は1秒、観測回数は10エポック以上であること。

(2) 人工造林

ア 植栽本数の検査は、次のいずれかの方法(以下「本数検査法」という。)によって行うものとする。

(ア) 施行地内の任意の植列において、植栽木11本間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ実測し、苗間及び列間の平均距離を求め、植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法

(イ) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に、面積100㎡を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法

イ 枯損率は、本数検査法により検査対象本数の内の枯損苗の本数を確認して、枯損苗本数を植栽本数で除して求める。

ウ 枯損率が20パーセント未満であるときは、活着本数をもって植栽本数とする。

エ 1施行地に、適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、実測又は本数比により面積を按分して区分する。

(3) 下刈り

ア 雑草木の刈払が、植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかどうかを確認する。

イ 下刈りが必要な箇所であるかを確認する。

(4) 除伐

ア 育成しようとする樹木の生長を阻害する不用木竹等を除去する場合は、全面積実施されているかを確認する。

イ 除伐が必要な箇所であるかを確認する。

(5) 保育間伐

ア 伐採率は、標準地内の成立本数及び伐採本数による本数検査法により検査する。

イ 標準地検査箇所の面積は100㎡を標準とする。

ウ 13齢級以上かつ平均胸高直径18cm未満の林分で行ったものに係る施行地については、当該規定を満たしているか確認する。

エ 申請の実施区分と現地の実施状況が採択基準区分と合致しているかを確認する。

(6) 間伐、更新伐

- ア 伐採率は、標準地内の成立本数及び伐採本数による本数検査法により検査する。
- イ 標準地検査箇所の面積は100㎡を標準とする。
- ウ 申請の実施区分と現地の実施状況が採択基準区分と合致しているかを確認する。
- エ 規定の伐採率に満たない場合、形状比又は収量比数を確認するために標準地内における胸高直径及び樹高の測定を行う。形状比は、胸高直径及び樹高により算出し、収量比数は、間伐前後の成立本数及び樹高の測定結果を基に、密度管理図より算出する。
- オ 市場出荷伝票または県要領運用規程1の(15)の(ア)(イ)以外の方法により搬出材積の確認を行った場合は、標準地における胸高直径、樹高、利用率等から推計し、補助金申請された搬出材積と照合し確認する。

(7) 枝打ち、枝払い

- ア 枝下高さ及び実施高差については、施行地内の標準木で確認する。
- イ 生枝打ちが行われているか、枝打ち後、枯れ枝が残っていないか確認する。
- ウ 選木枝打ちの場合は、標準地検査とし、本数で3分の2程度実施しているかを確認する。
- エ 標準地検査箇所の面積は100㎡を標準とする。

(8) 一貫作業

- ア 植栽は(2)に準じて確認する。

(9) 災害復旧

- ア 本数検査法により本数被害率(被害本数/被害直前の生立本数)を確認する。
- イ 被害木整理又は倒木起こしの本数については、本数検査法により検査し、施業の実施率(被害木整理又は倒木起こし本数/被害直前の生立本数)を把握する。
- ウ 被害木整理の実施状況は、伐採、搬出、刈り払い等により、その後の保育作業の実行に支障なく実施されているかを踏査確認する。

(10) 森林作業道

- ア 森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け林整整第656号)及び佐賀県森林作業道作設指針(平成25年3月29日付け林業第1987号)と照合し、検査するものとする。加えて、森林作業道作設に係るチェックリストの各項目を確認し、検査者欄にチェックを入れる。
- イ 延長を確認する。また、横断面の確認については、次のとおりとする。
 - (ア) 300m未満 1箇所
 - (イ) 300m以上600m未満 2箇所
 - (ウ) 600m以上900m未満 3箇所(300m増す毎に1箇所追加する)
- ウ 簡易構造物については、出来高図に記載されている構造物の種別、位置等について確認する。
- エ 簡易構造物については、構造物の種類ごとに最低1施設以上、寸法等を確認する。
- オ 地形の形質変更がない場所は補助の対象としない。